

## 第427回佐賀地方最低賃金審議会

1. 日時 令和3年7月21日(水) 13時30分～

2. 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2

3. 出席者

### 公益委員

安 徳 弥 生  
甲 斐 今日子  
富 田 義 典  
松 本 さぎり  
安 永 治 郎

### 労働者代表委員

草 場 義 樹  
小 池 和 明  
矢ヶ部 教 馬  
吉 岡 保 博

### 使用者代表委員

江 島 秋 人  
八 谷 浩 司  
平 野 智 子  
淵 上 正 樹  
松 永 智 彦

### 事務局

労働局長

加 藤 博 之

労働基準部長

川 辺 博 之

賃金室長

野 村 徹 哉

賃金指導官

河 野 有 美

賃金指導官

定刻となりました。審議に入ります前に、事務局の方からご報告いたします。  
本日は、草場薫委員がご欠席、淵上委員が遅れて来られるとの連絡をいただいておりますが、審議会令第5条第2項に規定する定足数の10人に達していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

富田会長

皆さん、こんにちは。

梅雨も明けまして、暑くなったところでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、「第427回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

まず、局長からご挨拶をいただきます。

よろしくお願いいたします。

労働局長

皆様、こんにちは。お暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本年度における佐賀県最低賃金の改定につきましては、7月2日の本審議会の場で諮問させていただいたところですが、先週7月16日に、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について答申がございました。

この答申において、令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかったものの、地方最低賃金審議会における審議に資するため、AからDランク全てについて、28円とすることが公益委員見解として示されました。

また、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待することなどの公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待する、とされておりました。

本年度につきましては、現在も新型コロナウイルス感染症による影響が続いている状況であることや、ワクチン接種が今後進むことによる経済の回復による環境変化の見極めなどを踏まえ、委員の皆様方におかれましては、これらの

目安の答申内容をご参酌いただきつつ、本年度における佐賀県の最低賃金額の改正・決定についてご審議いただきたく存じます。

最後になりますが、私どもは事務局として円滑な審議がなされるよう万全を期してまいりますので、委員の皆様方におかれましては、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

富田会長

どうもありがとうございました。

まずはじめに、前回の審議会で出ました皆様からのご質問に対する、事務局からの説明と改めて事務局からの説明がございますので、そこから始めたいと思います。

労働基準部長、お願いします。

労働基準部長

労働基準部長の川辺でございます。

まず、資料の方で追加資料をご参照下さい。

そこで、1ページ目をご覧いただきたいと思います。1点目のご報告とお詫びでございます。これは、賃金改定状況調査につきまして、令和2年調査と令和3年調査の結果に集計誤りがあったということが判明しました。このことに関して、厚生労働省本省から連絡がありましたので、ご報告を申し上げます。

この資料で主な訂正内容は、賃金上昇率とありますが、他にも第4表との1時間当たりの賃金額でありますとか、付表のパートタイム労働者比率でありますとか男女別労働者数比率とか、この辺りが修正になっております。

具体的には、1ページめくっていただいて3ページ目以降です。色が赤字になって色が付いている箇所、この部分が訂正となっているところです。

賃金上昇率は、令和2年の調査結果では、Dランクは0.9%となっていたところを正しくは0.8%と下方修正されております。それから、令和3年の調査の結果につきましては、本日初めて資料としてご提出しておりますが、目安小委員会で最初に提出されたものは、Dランクは0.4%となっておりますが、正しくは0.3%と下方修正されております。

集計の誤りの原因については、13ページをお開きいただくと図で示されております。令和元年まで、「その他のサービス業」として一体で集計していたものを、昨年度から「学術研究、専門・技術サービス業」と「生活関連サービス業、娯楽業」と「他に分類されないサービス業」と、三つに分けて集計することとなった際に、サンプルと母集団労働者数の紐づけが適正ではなかったと

ということです。しかも、それに気付かなかったために起こったと聞いておりません。

再発防止策として、今後は母集団の労働者数の設定等を含めて、二人以上で異なるプログラムで検証するというので、このような誤りが生じないように徹底していくというのでございます。

本調査結果の詳細につきましては、修正された正しい結果を基に追って賃金室長から説明することとしておりますが、目安小委員会に提出されている資料でございまして、既にオープンになっている資料でございまして、ですから、もう目を通されている委員の方もおられるかと思っております。

このような、間違った数値が資料として提出されましたことに、事務局としてお詫びを申し上げたいと思っております。申し訳ございませんでした。

続きまして、前回ご質問いただいた回答について、お話をさせていただきたいと思っております。資料に対するご要望が1点と資料に対するご質問が1点ございましたので、回答をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況について、経済指標の資料の中に入れていただきたいたいというご要望をいただきました。追加資料の、14ページを見ていただければと思っております。「鉱工業生産指数の推移」の資料に、「全国の新型コロナウイルス感染者数の推移」を掲載いたしました。第何波というところは、なかなか定義がなく書き込めなかったですけれども、大体この山になっているところが、第何波と言われているところとご理解いただければいいかなと思っております。

令和2年4月7日から7都道府県に緊急事態宣言がありまして、これが16日に全国に拡大されたこと、この佐賀県でも緊急事態宣言が発出されたということになります。全国的に解除されたのは5月25日と、その後、令和3年1月7日から1都3県に2回目の緊急事態宣言が発出されて、1月13日にはこれが11都府県に拡大されました。全国で解除されたのは3月21日です。

そして、3回目は4月25日に4都府県で緊急事態宣言となって、表では5月までですけれども、5月23日に10都道府県に拡大されまして、一部解除された地域もありながら、現在も続いているという状況でございまして。

その間の生産や出荷の動向を見ますと、1回目の緊急事態宣言時には、急激に落ち込んでおりますが、その後は回復基調となっているという状況であります。

次に、15ページですけれども、これは佐賀県の鉱工業生産指数の推移でございまして。新型コロナウイルス感染者数の推移は、分かりやすく山を大きくしておりますが、これは目盛りを5人単位で表示しておりますので、この点をご留意いただければと思っております。

令和2年4月16日から5月14日まで緊急事態宣言がありまして、それから、令和3年1月21日から2月7日まで医療関係者を守るための非常警戒措置による時短要請の期間となっております。

その間の生産及び出荷の動向を見ますと、全国と同様、第1回目の緊急事態宣言の時には、落ち込んでおりますけれども、落ち込み幅は全国程ではないかなと思います。その後、時期によって増減はありますけれども、全体としては、緩やかな回復基調となっていると言えるのではないかと思います。

続きまして、地域別最低賃金額の最高額と最低額の格差の推移表について、次のページの16ページを見ていただきますと、この表で最低額分の最高額が、平成16年から低下が始まって平成26年を底として、緩やかな上昇が続いているとなっております。この理由について、それから地域間格差をなくすための具体的な施策や数値目標について、あれば教えていただきたいというご質問をいただきました。

まず、この表について改めてご説明をいたします。この表の棒グラフは、最高額と最低額の差を示しております。折れ線グラフは、最低額を最高額で割っているものですので、言わば最高額に対して最低額がどのくらいの割合となっているのかというものを表したものです。ですから、これは割合が低い方が格差は大きいということになります。

平成14年から平成18年頃までは、金額にしても割合にしてもそんなに大きくは変化していませんけれども、その後、棒グラフの方は上昇しておりまして、折れ線グラフは下降していているという状況にあります。

この要因につきまして、前回の審議会でも最低賃金と生活保護の逆転現象の解消が要因ではないかと、簡単には触れさせいただきましたが、改めて分析しましたところ、やはり最低賃金と生活保護の逆転現象の解消が要因でございました。最低額は、その時々によって県が異なりますけれども、最高額につきましては一貫して東京都の最低賃金額です。ですから、最低額である県の上げ幅と東京の最低賃金の上げ幅が、このグラフに影響していくということになります。

次のページをおめくりいただくと、補足資料1というのがあると思います。この一番上の表は、最高額と最低額を表した棒グラフであります。二番目の真ん中の表は、最高額と最低額の引上げ額でございます。この二番目の表を見ていただきますと、例えば、平成20年度においては、最高額の東京の引上げ額が27円であるのに対して、最低額の引上げ額は9円に留まっております。この時に、Aランクで示された目安は15円であります。Dランクの目安額は7円でございます。いずれも目安は上回ってはいるものの、東京は目安から12円も上乘せしている。平成21年度に於いては、目安は示されませんでした。

それでも最低額が2円の引上げがあったのに対して、東京は25円も引上げている。

このように、年を追って見ていただいても東京は上げ幅が非常に大きくなっています。このように東京は急激に引き上げているというその背景は、最低賃金が生活保護を下回る現象があって、これを解消する必要があったからです。平成20年当時ですが、東京は最低賃金と生活保護の差が80円ありました。Dランクで、最低賃金と生活保護の差があったのは、秋田と青森ですが、この両県は最低額ではありませんでした。この当時、最低額だったのは沖縄県です。沖縄県は、平成21年度に一時逆転現象が起きてはいますが、その年の最低賃金の改定によってすぐ解消されております。

これ以降、最低賃金の最低額になっている県が、生活保護を下回ることはなかったために、最低額については最低賃金と生活保護との差を特に気にする必要はありませんでしたが、東京はその差を埋めるまで目安を大きく上回る額を引き上げております。そのため、最低額と最高額の格差が広がっていったと言えらると思います。

最終的に、最低賃金と生活保護の逆転現象が解消されたのは、平成26年です。この時、先ほどの表の折れ線グラフが一番底になっているところで、割合という観点からその時に最も格差が広がったというところでは、平成26年度以降は、金額の差は広がってはいますが割合として見た場合には、少しずつですけれども差は縮まっております。これは、東京の引上げ率よりも最低額の県の引上げ率が、高くなってきているからでございます。

17ページの一冊下の表を見ていただきますと、最高額と最低額の引上げ率の推移を示したものですが、平成26年度を境に最低賃金額の引上げ率が最高額と最低額がクロスして、最低額の方が少しずつではありますがパーセンテージが上がっているのが見て取れると思います。以上が、地域別最低賃金額の最高額と最低額の格差の推移の表に対するご質問の回答でございます。

それから、地域間格差をなくすための具体的な施策でありますとか、目標数値等についてのご質問ですけれども、これは格差が、それが妥当な数値なのかということも含めて、問題として認識されているところではございますけれども、ただ地域間格差を解消するための具体的な施策でありますとかは、検討課題になっています。

これまでも、目安の審議に於いて、地域間格差の解消については、考慮のうえ議論されております。追って説明いたしますけれども、今回、AランクからDランクまで、同額の28円と示されました。同額ですとDランクの引上げ率は、Aランクの引上げ率よりも高くなります。ですから、地域間格差の解消という

ことは、こういうところにも表れているというか考慮されて審議された結果ではないかと、考えているところでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

前回、ご審議いただいて引き続き審議となった運営規程に関しましては、追って議題に沿って説明をいたしたいと思っております。以上でございます。

富田会長

どうもありがとうございました。

大きく言って二つの説明があったと思いますが、皆様からのご意見、ご質問がございましたらお願いします。

富田会長

よろしいですか。

一つ確認ですが、最初の方の第4表の数字ですが、これは今年の中央最低賃金審議会の目安小委員会では、今回訂正された数字ではなくて訂正前の数字を使って、実際の審議に使ったかどうかは分かりませんが、提示されていたけれども、その後ミスが分かったので、地方の審議会の方に審議が移ってきたのを機に、この時点で訂正された数字を示しておく、ということですね。

労働基準部長

いいえ。まず、目安小委員会の第2回で誤った数字を資料として提出されたら、そこで、2回と3回の間には誤りがあったことを気付いて、急遽修正したものを第3回目安小委員会で提出して、ご説明申し上げたというところでございます。最終的には、正しい数字で審議されたということでございます。

富田会長

はい、分かりました。

中央最低賃金審議会の目安小委員会は、途中からは訂正後の数字を使ってやっていたということですね。正確なところは、そういうことだということです。よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

これは本当に、細心の注意を払ってやられておると思いますが、是非、統計については、くれぐれも細心の注意を払ってやっていただきたいということです。よろしく願いいたします。

それでは、次に議事次第の(1)「佐賀地方最低賃金審議会運営規程、専門部会運営規程の改正について」ということでございます。では、説明をお願いいたします。

賃金室長

資料1をご覧いただきたいと思います。資料1の1ページに、佐賀地方最低賃金審議会運営規程が付けられております。この第2条で、前回、第2条第2項で「前項の規定により」というところで、前は規定の「定」を「程」の字を使って出していたところ、審議会の中で規定とか規程を入れてなくても意味は通じるのではないかという意見がございましたので、ここは「の規定」を削除しまして、「前項により」ということでさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、3ページの第3条第2項についても、「前項の規定により」というところの「の規定」を削除したいというふうに思っております。

それと、専門部会運営規程の第2条「専門部会の委員の数は、9人とする。」というところで、この9人という人数について法律とかで定めがあるのであれば、別にここで謳う必要がないのではないのかという意見も出されたところですが、これについて、先ほど使いました追加資料の19ページをご覧いただきたいと思います。

最低賃金法第25条に、専門部会についての規定がありますけれども、この第3項で「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と規定されています。

それと共に、最低賃金審議会令というのがございまして、第6条第1項に、赤字でお示ししています通り、委員の数は9人以内とするというふうに定められておりますので、9人以内で出来るだけ多くの方の意見を取り入れたいということで、佐賀地方最低賃金審議会専門部会の委員の数は9人とするところでご提案したところでございます。

この二点でございました。

富田会長

今、ご覧いただいている審議会運営規程と専門部会運営規程の第3条ですけれども、規定を「定」にするのか「程」にするのかということと、「程」であろうが「定」であろうが取ってもいいのではないかという話で、これは前回ほぼ結論は出ていて、「程」であろうが「定」であろうが取って「前項によ



り」とすることで、前回ほぼ決まりましたので、これでよろしいかと思いません。

それから、もう一つ人数のことですが、専門部会の運営規程で9人とするのとありますが、これをわざわざ審議会令とかにあるのだから書く必要がないのではないかという趣旨のご発言がありましたが、審議会令と最低賃金法をみると、専門部会は三者の委員同数をもって組織するというのと、9人以内という規定しかありませんでしたので、同数で9人とする条文を専門部会運営規程の中に入れるという提案でございます。

いかがでしょうか。

甲斐会長代理

趣旨としてはその通りで、今回の提案で構わないですが、前回の資料では、「専門部会の委員は9人とする。」という文言だったので、主語と規定の内容が違っていたということです。主語を「専門委員は」とするのであれば、「その数は9人とする」という文言にしなければいけないのではないか、というのが、もう一つの趣旨でした。

今回、数というところを明確に出していただいているので、それはもう大丈夫だと思います。

富田会長

三者から出すというのは最低賃金法にあって、9人以内というのが審議会令にあって三者から同数とする、9人以内とするのが審議会令で、ここまでだとまだ、二人ずつでいいのか一人ずつでいいのか三人ずつでいいのか分からないので、最後のところでフィクスする、という構造で、不足するところがなくなった、と。格好は悪いですが。

甲斐会長代理

だから、ここでは最終的にこの数を規定するものだということが明確にされたということですね。

富田会長

最低賃金法と審議会令に謳っていることに基づいて、9人とするのであれば繋がりがつきますが、よろしいですか。

甲斐会長代理

今の説明で上位規程からだんだん降りてきて、ここでは数を9人とする  
ことが明らかになったので、全く異論はございません。

何を問題にしていたかというところを補足しただけです。

富田会長

それでは、皆様ご了解いただきたいと思います。どうもありがとうございます。  
ます。

それでは、議事次第の(1)「佐賀地方最低賃金審議会運営規程・専門部会  
運営規程の改正等について」は、以上といたします。

次に、議事次第の(2)「佐賀県最低賃金の改正に係る意見等について」と  
いうことでございます。

それでは、お願いいたします。

賃金室長

前回の本審後に、意見に関する公示を行いまして、資料2のとおり佐賀県  
労働組合総連合と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会から、意見と要望  
が出てまいりましたので紹介したいと思います。

まず、佐賀県労働組合総連合からですが、1ページにございます。2021年  
度佐賀県最低賃金額改定の日安検討にあたっての意見ということで、一番言  
いたいところが、段落の2段目以降と言う事でした。

「昨年は、私どもが2019年に実施した佐賀最低生計費試算調査の結果を陳  
述させていただきました。そこでは、佐賀市内(本庄町)において憲法が保障  
する最低限での生活をするには、男性で月額241,972円、女性で月額242,732  
円(税・社会保険料込み)年額に換算すると約290万円が必要であり、ワー  
ク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算(月150労働時間)してみ  
ると、男性で1,613円、女性で1,618円が必要であると述べました。

その後も、同調査が沖縄県(1,642円)や大分県で行われています。とりわ  
け大分県では、新型コロナの感染拡大以降初めての結果発表となりました。結  
果は、月150時間換算で女性1,760円、男性1,725円で男女平均は1,743円と、  
Dランクの地域でもっとも高い最低生計費となりました。コロナ禍での生計費  
の特徴として、交際・行楽費用が激減していますが、食費・水光熱費・電  
話代などのステイホーム経費の負担が大きく増えています。また、消費税が上  
がったことも生計費を引き上げた要因となっています。私たちが佐賀で調査を  
行ったのは2019年であり、その後消費税増税、コロナ禍で県民の生活負担は  
増えていると予想されます。」この行が、一番訴えたいことというふうにお  
っしゃってありました。

ページをめくっていただきまして、2ページの2行目からですが、「昨年も申し述べましたが、私どもの組合員で基本給12万円台と最低賃金近傍で働く労働者の実態は過酷なものとなっています。遊びに出かけること、ましてショッピングや結婚式に出席することもできず、長時間労働やダブルワーク、トリプルワークをしないと生活できません。憲法が保障する「健康で文化的な生活」からかけ離れ、社会活動、社会交流が閉ざされてしまい、この結果、晩婚化や少子化、消費購買力の低下など地域社会が抱えている問題を誘発しています。持続可能な地域社会を築くためにも最低賃金は一刻も早く1,000円以上、段階的に1,500円への引上げることが必要です。」ということでした。

最後に、3ページの最後になりますが、「最後に、2000年代初頭に国際的にもトップレベルだった日本の賃金は、2019年のOECD発表による国際ランキング35か国中24位と報じられました。大企業などの国際競争力を維持するため労働者の賃金を犠牲に、女性や若者そして地方圏で働くものをないがしろにし、賃金の配分を抑制し続けた結果、少子高齢化、地方の衰退など次の世代への希望が見いだせない社会となっています。最低賃金は「生きる」という視点から考えると同時に、将来の佐賀県を持続可能なものにしていくためにも考える必要があります。そのためにも、生計費原則に基づく大幅な引き上げと、その支払いを可能とする政府による中小企業支援策の拡充をもとめて意見とします。」ということで、省略しましたが、こういうことが言いたいというお話を伺っておりますので、披露させていただきました。

次に15ページになりますけれども、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会から、要望書が提出がされております。

「平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、今般の新型コロナウイルスによる影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻であって、地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、令和2年2月以降、外出の自粛要請、各種イベント等の中止、ビジネス・観光客の激減などにより、タクシーの輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けており、タクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。令和3年5月県内法人タクシー輸送実績(サンプル調査結果)令和元年5月比輸送人員52%減、営業収入44%減。

多くの事業者において、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こす要因となり、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。もし、最低賃金額が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者は雇用調整助成金や自治体等による助成金を最大限活用しながら、運転者の雇用を継続しつつ、一方で県民の安定的な生活の維持確保の観点から、国からの事業継続要請を受けて1社も休業することなく日夜必死に努力を続けております。

つきましては、貴会におかれましては、県内タクシー業界の現状にご理解を賜り、今年度の佐賀県最低賃金額改定の見送り、あるいは猶予措置を設けていただくことも含めて、慎重の上にも慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。」ということです。

添付されていた資料で、26ページをご覧いただきたいと思います。令和2年と令和3年の営業収入と輸送人員を比較した全国の数字を付けておられていて、26ページに佐賀の数字が載っております。これは、本文にも書いてありましたけども、令和2年の同月と比べた数字ということで、5月で比較すると輸送人員が52%減、営業収入が44%減という数字になっております。

二つの団体から意見と要望が提出されております。

事務局からは以上でございます。

富田会長

どうも説明ありがとうございました。二団体からの意見の紹介でございました。委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

江島委員

昨年みたいに、この場で主張したいという意見はないですか。

富田会長

昨年はそうでしたが、今年はどうでしょう。

賃金室長

特段専門部会で、ということはないです。

富田会長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

それでは次の議題で、議事次第の(3)「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)」事務局より説明をお願いいたします。

賃金室長

資料 3 から説明したいと思います。

資料 3 「中央最低賃金審議会答申」についての資料でございます。ページをめぐっていただきまして、1 ページはまず答申文がついてございます。

令和 3 年 7 月 16 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

### 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 3 年 6 月 22 日に諮問のあった令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安の関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙 1

「令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」

令和3年7月14日

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀 京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、 奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛 高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

AランクからDランクまで、全て28円となっております。

- 2 (1) 目安小委員は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今、平成29年全員協議会報告という言葉がありましたが、資料として「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」という、3枚ものの資料をお配りしております。この中の3の(2)ということで、ページをめくっていただきますと、4ページに(2)今後の目安審議の在り方についてと書いてあります。

これについては、「今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度の基つき、時々々の事情を勘案しつ

つ総合的に行うことが重要である。その際、地方最低賃金審議会に対して目安の合理的な根拠を示すための努力など目安への信頼感を確保するための取組を一層進めていくことが必要である。

また、近年の最低賃金の引上げ状況を踏まえ、最低賃金引上げの影響について、参考資料の見直し等によりこれまで以上に確認していくことが求められる。

さらに、引き続き、利用可能な直近のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認するなど、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが適当である。

なお、目安審議に当たっては、真摯な議論により十分審議を尽くすとともに、効率的な審議にも留意すべきである。というのが、3の(2)の内容となっております。

元に戻りまして、2ページの からですが

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ受結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、

消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、

法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請け取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、

政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、 から までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0%から3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、

最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、

地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、

最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、4の(3)というのが、先ほどの全員協議会報告の5ページの中ほどに(3)というのがあります。

(3) 最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があったが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

というのが、4の(3)ということになっております。

(3)に戻りまして、4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視つつ、慎重に検討していくことが必要である。



4 ページに入りまして、別紙 2 ということで

「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加

価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益見解については、不満の意を表明した。

### 3 利用者側見解

利用者側委員は、最初の緊急事態宣言から 1 年 3 ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第 5 波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3 要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側意見としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員会見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記1の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対して強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記、以下、別紙1と同じということで、資料3の「中央最低賃金審議会答申」でございました。

引き続き、資料4と5の説明をしたいと思います。

資料4が表紙に書いておりますが、「目安に関する小委員会配布資料」で配布されたものの、抜粋ということになっております。

ページをめくっていただきまして、まず1ページに令和3年賃金改定状況調査結果が付いておりますが、先ほど、労働基準部長からも説明がありましたが、この資料1というのが7月1日に開かれました、第2回目安委員会で示された令和3年賃金改定状況調査の結果ということになっております。

1ページは、調査の概要ということで、これについては内容的に昨年と変わっておりません。

3ページ目に、第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」がありまして、4ページ目が第2表「事業所の平均賃金改定率」、5ページ目が第3表「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」というのがあります。ここまでは特段誤りはございません。

6ページが第4表 で、7ページが第4表 ということになっておりまして、6ページの男女計のランクDの賃金上昇率が0.4%で令和2年が0.9%とありますが、これは冒頭説明いたしましたとおり、これが誤りでしたので、11ページ以降の資料が、7月7日の第3回目安小委員会で、訂正について示されました資料、ということになってございます。

今見た6ページの第4表 が、13ページにございます令和3年調査結果であり、【訂正後】第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）ということで、男女計のDランクの賃金上昇率が0.3%と0.8%というふうに、色が付いているところが、誤りであった箇所ということになりますので、先ほど6ページで説明したDランクの0.4%と0.9%とありましたが、13ページの正しい数字ではDランクは、賃金上昇率が令和3年調査では0.3%、令和2年調査では0.8%となっております。

15ページが、第4表 の【訂正後】となっております。当然、ここもDランクの賃金上昇率は、先ほどと同じ数字で0.3%と0.8%という数字が正しい数字ということになります。

17ページを見ていただくと、付表の「労働者構成比率及び年間所定労働日数」の数字についても誤りがあったということで、元は10ページに付いている資料が、7月1日の第2回目安小委員会で出された数字になる訳です

けども、これが誤りでしたということで、パートタイム労働者比率や男女別労働者数比率の正しい数字は17ページでお示した数字です、ということになっております。

18ページ以降については、これは去年の数字も間違っていました、ということで話がありましたが、これは令和2年調査の【訂正後】と【訂正前】の第4表のとが、18ページ以降21ページまで付いています。

22ページについては、令和2年調査のパートタイム労働者比率と男女別労働者数比率の【訂正後】と【訂正前】の数字が記載されております。

23ページが、先ほど労働基準部長の方から説明がございましたが、令和2年調査において集計プログラムに誤りがあり、その結果集計誤りが生じました、という内容についてお示したものになります。

引き続き、24ページをご覧いただきたいと思いますが、「生活保護と最低賃金」というのがございまして、25ページと26ページと二つの表がありますが、25ページが令和元年の最低賃金と生活保護を比較したもので、その下26ページが令和2年の最低賃金と生活保護を比較したものになります。生活保護について生活扶助基準というふうに書いてありますが、佐賀県については90,000円弱という数字になってございまして、一方最低賃金については、「最低賃金額×173.8×0.817」という数字で計算したものが110,000円弱になっておりまして、最低賃金は令和元年も令和2年も上回っていますということがわかるかと思えます。

続きまして、27ページは「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」でございまして。ランク毎に平成23年度から令和2年度の基礎調査における未満率、影響率をお示したもので、AランクからDランクの各ランクの加重平均の数字になっております。Dランクの令和2年度については、未満率が1.8%で影響率が6.9%となっております。

28ページ以降を見ていただきたいですが、こちらは全国の「令和2年最低賃金に関する基礎調査」における未満率と影響率ということで、佐賀は右から6番目にありますが、未満率が1.6%で影響率が7.0%ということです。右端に全国平均がありまして、全国平均でみた場合には、未満率が2.0%と影響率が4.7%というような数字になっております。

29ページも同じようなグラフがありますが、こちらについては、「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」における、未満率と影響率の数字となっております。佐賀の未満率が2.5%で影響率が3.4%ということで、右端の全国平均については、未満率2.0%で影響率が2.5%というような数字になってございます。

次に 30 ページをご覧くださいまして、これは中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料ということで、昨年も付けておりました。

まず 31 ページになりますが、決定初任給(高校卒)の推移ということで、全国の数字になります。

ページをめくっていただきますと、32 ページが「パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金平均額」ということで、全国の数字がランク毎に載っております。佐賀については、Dランクの下から 5 番目にありますけども、令和 2 年平均が 972 円で令和 3 年 3 月が 980 円、令和 3 年 4 月が 961 円というのが募集賃金の平均額ということになっております。

その右側の 33 ページは、「パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金下限額」ということで、さきほどは募集賃金平均額でしたが、こちらは下限額でして、佐賀については、Dランクの下から 5 番目にありますけども、令和 2 年平均では 925 円で令和 3 年 3 月では 936 円、令和 3 年 4 月では 917 円というような数字が、募集賃金の下限額となっております。

ページをめくっていただいて、34 ページは「地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移」という数字が付いています。

35 ページが、「都道府県別新規求人数(季節調整値)の水準の推移」ということで、これは、2020 年 1 月を 100 とした数字で、都道府県、ランク別に求人数の水準の推移の数字が載っております。佐賀をみた場合、2020 年 3 月までは 100 を超えていましたが、4 月以降 100 を割り込んで、2021 年 3 月以降にまた 100 を超えてきた、というような数字になっております。

ページをめくっていただきまして、36 ページは「ランク別新規求人数(季節調整値)の水準の推移」ということで、AランクからDランク別の新規求人数の水準の推移というグラフが載っております。

37 ページが、全国の数字になりますが「業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金の執行状況(令和 2 年度)」という数字が出されております。

38 ページをご覧くださいたいのですが、これは、昨年の中央最低賃金審議会の目安では無かった資料だったと思いますが、今年は都道府県別の統計資料というのが付いていましたので、今回出させていただきます。

39 ページをご覧くださいたいのですが、「各種関連指標(都道府県別)」ということで、まず 1 人当たりの県民所得であるとか標準生計費であるとか新規学卒者(高卒)の所定内給与額とか、それらの数字と指数や順位が載っております。佐賀は、Dランクの下から 5 番目にございます。1 人当たりの県民所得の順位で言えば 38 位、標準生計費でみた場合、佐賀は 2 位ということになっております。新規学卒者の所定内給与額が、男性と女性で分かれ

ておりますが、男性が5位で女性が42位というような数字になっております。

次に40ページで、「有効求人倍率の推移（都道府県別）」ということで、平成23年から令和2年までの数字が載っております。佐賀については、同じく下から5番目に載っております。令和2年については、1.09倍という数字になっておりました。

41ページが、「失業率の推移（都道府県別）」ということで、都道府県別でありますけども佐賀でみた場合、令和2年は2.0%で令和3年1月から3月について1.4%というような数字になっております。

42ページが、「賃金・労働時間の実情と推移」ということで、これについても平成23年から令和元年までの、賃金と労働時間の実情の数字が載っております。42ページが賃金で、43ページが労働時間ということになります。

44ページは「消費者物価対前年上昇率の推移」で、45ページは「消費者物価地域差指数の推移」となります。

46ページが、「労働者数等の推移」です。

47ページが、「雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）」の推移です。

48ページが、「就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）」ということで載っております。

引き続き「佐賀労働局賃金室作成資料」ということで、資料5についての説明に参りたいと思います。

まずページをめくっていただきまして、1ページ目になりますけども、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」ということで、これも毎年出させていただいております数字です。令和2年はコロナの影響で若干数字が落ちておりましたが、令和3年の監督実施事業場数が208件ということで、違反率は10.6%でした。

法違反があった事業場の、最低賃金に関する認識状況については、中ほどの欄になりまして、「適用される最賃額を知っている」が左、「金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている」が真ん中、右が「最賃が適用されることを知らなかった」ということになる訳ですが、流石に「最賃が適用されることを知らなかった」というところは、令和3年も令和2年も0.0%でしたというようなことになっております。

右端が、「最低賃金未満労働者の状況」ということで、監督対象労働者数が1,440人中36人、率で言えば2.5%の方が、最低賃金未満労働者の状況だった、ということになっております。

ページをめくっていただいて、2ページをご覧ください。これも例年出している数字ですが、「新規学卒者の初任給額の推移(佐賀、全国)」ということで、佐賀と全国の数字を出しております。これは、賃金構造基本統計調査の結果をそのまま出したものでございますが、令和2年の佐賀県男子高卒の初任給が全国を上回っているという数字になっておりました。それ以外については、全国に比べて佐賀の方が低い数字でした。これは単純に統計調査の結果を、ここに転記しているだけなので、原因が何かと言われても答えることはできません。

3ページは、「令和2年度業務改善助成金交付決定実績」ということで、佐賀局に於ける、令和2年度の業務改善助成金の交付実績でございます。交付決定件数は17件で金額としては1千5百万円位になります。(2)は、産業分類別の決定状況ですが、医療・福祉が一番多く7件、次が宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス、娯楽業というような順番になっております。その内容については(3)に書いておりますが、システム等、自動車、機器の購入、その他というような内容になっております。

最後に4ページを見ていただきたいと思います。今年の6月29日に発表された、「佐賀労働局における雇用調整助成金の支給状況について」ということで、資料を付けさせていただきます。雇用調整助成金の支給実績ということで、令和2年1月24日から令和3年5月31日までの分をまとめた数字になっておまして、申請事業所数が1,943件、申請件数が11,541件、支給決定件数が11,452件、支給決定金額が94億5,800万円というような数字になっております。その下にグラフがありますけども、「雇用調整助成金申請件数及び初回申請事業所数の推移」ということで、棒グラフと折れ線グラフがあると思いますが、折れ線グラフが初回申請事業所数で、棒グラフが雇用調整助成金申請件数ということになっております。このグラフの中にもありますが、緊急事態宣言が4月16日から5月14日にありました。その右側に、医療環境を守るための非常警戒措置(時短要請期間)1月21日から2月7日にありました。また、5月10日から6月5日にも、医療環境を守るための非常警戒措置(時短要請期間)が出されております。

5ページを見ていただくと、その内訳と言いますか、どういう業種が多いかということがわかります。ページの真ん中あたりに「業種別支給決定額上位5業種」というふうには書いてありますが、

○ 業種別に見ると製造業、宿泊業・飲食サービス業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多く、これら業種の合計で、約84億円を支給しており、全体の88.9%を占めている。



○ 中分類で見ると、海外からの旅行客の減少や外出自粛の影響を受けた宿泊業が最も多く、次いで営業時間の短縮などの影響で飲食業が多くなっている。こうした観光・飲食業界の落ち込みを受けて、観光バスやタクシーなどの旅客運送業への影響も大きい。また、陶器市の中止などの影響で窯業・土石製品製造業についても支給決定金額が多くなっている。

ということで、その下に大分類、中分類、小分類でそれぞれ支給決定金額と割合を示した表が付いております。

企業規模別支給決定金額という表が一番下にありますが、企業規模別で見ると約9割が中小企業ということになっております。

6ページをご覧くださいますと、先ほどの大分類の上位5業種の「産業分類別初回申請事業所数の推移」というようなグラフを付けさせていただいております。これで見ると、やっぱり昨年の5月6月が一番多いというような数字になっております。今年の2月3月も、少し上昇しているような数字になっております。

長くなりましたけども、事務局からの説明は以上とさせていただきたいと思っております。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは皆さん、かなりボリュームがありますけども、ご意見、ご質問がございましたらお出してください。

江島委員

目安のところで。

富田会長

はい、どうぞ。

江島委員

専門部会の方でも、また、私も部会委員として審議に参加していくことになりますけども、皆さんの居られるところで使用者側から目安について、一言だけ言わせていただこうかなと思います。

基本的に、中央最低賃金審議会の公益委員の見解と、私たちの現場での見解の相違について申し上げますと、要は中央最低賃金審議会が言っているのは、昨年のコロナ禍の経済動向と今年の経済動向というのは、まったくとは言いませんが、平成29年前後の状況に似通った経済状況に基本的にあると

いう認識に立ったうえで、目安が示されているというふうに理解をしています。しかし、私たちは少なくとも昨年と同じような状況にあるという認識をしています。ここが、大きく相違するところだろうと思います。ですから、私たちは昨年とそうなんら変わらない、確かにまだらなところはあるだろうという認識は持っていますけども、昨年のコロナ禍の経済動向とさほど変わるところがなくて、非常に厳しい状況に置かれているという立場から専門部会の方では、資料を提供しながら議論に参加していきたいと思います。

富田会長

はい、ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

富田会長

それでは、資料を丁寧に見るということは非常に大事なことで時間がかかりましたけれども、資料の説明につきましてはこれくらいにさせていただきたいと思います。

次に、議事次第の(4)「佐賀県最低賃金専門部会の委員について」ということで、皆様にお諮りしておかなければなりませんので、お願いいたします。

賃金室長

資料6をご覧いただきたいと思います。7月2日から7月15日まで、専門部会の委員の公示を行いまして、推薦していただいた結果、資料6の「佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿」に示す委員の方を、専門部会の委員として任命させていただきました。

以上です。

富田会長

皆様ご覧になっている、この委員の皆様で専門部会を行うということになります。ご異論ございませんでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうも、ありがとうございます。

それでは、最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、「審議会は、あらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められておりますが、従来から、佐賀県最低賃金の審議においては、同項の適用をせず、専門部会で審議していただいたものを、また改めて本審議会で議決するというのでやってまいりました。

今年も、専門部会の議決をもって本審議会の決議とすることを止めて、従来とおり、本審議会で議決するやり方で今年もいかせていただきたいですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうも、ありがとうございます。

それでは、事務局から少し日程について説明をしていただければなりませんので、日程についてお願いいたします。

賃金室長

今回の本審の日程ですが、今回は答申をいただく場ということになります。専門部会については、本日このあと、7月21日(水)、2回目として7月28日(水)午後3時、3回目として8月4日(水)午前10時、4回目として8月6日(金)午前10時に開催予定で、8月6日に議論がまとまった場合は、専門部会終了後の時間帯に、専門部会以外の委員の皆様と連絡をいたしまして、午後2時を目途に本審を開催したいと思います。

8月6日に議論がまとまらなかった場合は、8月10日(火)を予備日としておりますので、必ず結果を皆様に、電話にて8月6日の専門部会終了後の時間帯に皆様に連絡いたします。大変恐縮ではございますが、8月6日(金)の午後、及び8月10日(火)午前10時から専門部会、午後2時から本審の日程の確保をよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

富田会長

今説明がありましたように、専門部会の委員の方々それから審議会の委員の方々、それぞれ日にちがございますので日にちを確認された上で、日程の確保をくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

それでは以上で本日の審議会は終わります。

議事録の署名につきましては、労働者側草場（義）委員、使用者側八谷委員をお願いします。

どうもお疲れさまでした。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---